

生徒・保護者のみなさんへ

10/31

まで

締切間近です！

平成30年度

## 神奈川県高校生等奨学給付金のお知らせ

返還の必要はありません！

所得状況等に応じて32,300～129,700円を支給します！

申請書は5ページ以降にございます。

印刷してご記入ください。

申請できる方（次の要件を全て満たすことが必要です。）

- (1) 平成30年7月1日現在、保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。
- (2) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等がいること。
- (3) 次のいずれかの世帯であること。

- 平成30年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- 保護者全員の平成30年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯

※ 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税となっている場合は対象外

締切

平成30年10月31日（水）

※ 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

支給時期

申請した月の2箇月後の末頃を予定しています。  
(申請が集中した場合は、4箇月程度かかる場合もあります。)

申請書提出先

神奈川県立横浜翠嵐高等学校 事務室  
〒221-0854 横浜市神奈川区三ツ沢南町1-1  
電話 045-311-4621

## 支給条件

授業料以外に学校へ納付する納付金に未済がないこと。

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等）に係る費用に対して支給しますので、授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります（学校納付金に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。）。

## 支給額

世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。  
（「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。）

### <対象となる高校生等1人あたりの支給額>

世帯区分		全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）を受けている世帯		年額32,300円	
都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯	（7月1日現在） 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いない	年額80,800円	年額36,500円
	いる	年額129,700円	年額36,500円

## 提出書類

提出前に、記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください（不備があると支給が遅くなります。）。

### <生活保護受給世帯の方>

#### 1 高校生等奨学給付金受給申請書

#### 2 平成30年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の証明書のいずれか

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）

※ 学校等から様式を入手し、福祉事務所で発行してもらってください。

イ 生活保護受給証明書

※ 申請の対象となる高校生等について、7月1日現在、生業扶助が支給されていることについて記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに見せ、必要な書類の発行を依頼していただくスムーズです。

※ 神奈川県内の高等学校等に通う高校生等が、就学支援金の届出（申請）のときに、発行日が平成30年7月1日以降の生活保護受給証明書の原本を学校に提出している場合は、提出を省略することができます。

#### 3 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。

## <都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が非課税である世帯の方>

### 1 高校生等奨学給付金受給申請書

### 2 平成30年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次の書類のいずれか（就学支援金とは異なり、保護者等全員分の提出が必要です。）

- ア 平成30年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
- イ 平成30年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
- ウ 平成30年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

※ 神奈川県内の高等学校等に通う高校生等が、就学支援金の届出（申請）のときに、保護者全員の平成30年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円であることが確認できる書類を学校に提出している場合は、提出を省略することができます。

### 3 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。

### 4 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー

### 5 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー（次の条件に該当する場合のみ）

平成30年7月1日現在、申請の対象となる高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹（平成7年7月3日～平成15年4月1日生まれ）を申請者が扶養している場合のみ提出してください。

※ 神奈川県外から転入された場合や、7月1日以降に転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

### 申請書の誓約・委任欄について

申請書の裏面に誓約・委任欄がありますので、内容を確認の上、署名してください。

## <非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通>

- 申請書の記載内容が事実に相違ないこと、また、申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還すること。
- 申請の対象となる高校生等について、神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を行っていないこと。
- 申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象でないこと。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任すること。（神奈川県立学校以外の国公立学校にあっては、神奈川県教育委員会が奨学給付金を学校長に支払うことについて併せて委任すること。）

## <非課税世帯の方のみ>

- 平成30年7月1日現在、生業扶助を受けていないこと。
- 【扶養親族の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を申請者自身が扶養していること。

# 高校生等奨学給付金 給付対象者及び給付額確認シート

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

該当しません

平成30年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問い合わせください。

平成30年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

(休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。)

該当しません

平成30年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の平成30年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

該当しません

通信制の高校生等はいますか？

はい

いいえ

生活保護受給世帯の給付額です  
**公立 32,300円**  
**私立 52,600円**

非課税世帯で通信制の高校生等については「通信制」の給付額です  
**公立 36,500円**  
**私立 38,100円**

通信制以外の高校生等がいる場合は「第2子」の給付額です  
**公立129,700円**  
**私立138,000円**

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で「第2子」の給付額です  
**公立129,700円**  
**私立138,000円**

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で、1人目の高校生等は「第1子」の給付額です  
**公立 80,800円** **私立 89,000円**  
 2人目以降の高校生等は「第2子」の給付額です  
**公立129,700円** **私立138,000円**

非課税世帯で「第1子」の給付額です  
**公立 80,800円**  
**私立 89,000円**

第1号様式

※ 記入しないでください。

神奈川県立横浜翠嵐高等学校長 殿

平成 30 年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書

<都道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯>  
<生活保護(生業扶助)受給世帯>

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号	
	ふりがな			— —	
	氏名	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他( )		
申請者 以外の 保護者等	ふりがな				
	氏名	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他( )		

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和	年	月	日
氏名			平成	年	月	日	
在7月 学す1 日現在 の学校	学校名	国立・公立	神奈川県立横浜翠嵐高等学校			年	
	種類	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他)			課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
所在地	神奈川県 横浜市		神奈川区三ツ沢南町1-1				
在学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
7月1日現在 在学する学校 以外の高等学 校等における 在学期間	学校名	平成 年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数			
	立	平成 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明			
	学校名	平成 年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数			
	立	平成 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明			

【扶養親族の状況について】※ 非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
扶養親族の状況			国・公・私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			国・公・私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【当該世帯に7月1日現在、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						

★ A・Bのいずれかの口欄に✓を記入してください。

A□ 授業料の振替登録口座への振込(下欄の記入は不要です。)

B□ 次の口座への振込(下欄の記入と通帳のコピーの提出をお願いします。)

【振込先口座】

金融機関名			銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所 出張所	支店コード	預金 種目	普通・当座
金融機関コード							
口座番号				口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください		

**【保護者等の収入の状況について】**

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①  生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑤までのいずれかにチェックをしてください。)

①  **親権者(両親)2名分** 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。

②  **親権者1名分**(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)  
・離婚、死別等により親権者が1名の場合  
・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など

③  **未成年後見人( )名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分)

④  **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分**  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など

⑤  **生徒本人**  
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

①  所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

**【誓約・委任欄】※ 申請者の氏名を記入してください。**

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- ・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

(非課税世帯の方のみ)

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- ・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。

**<学校使用欄>**

次のことについて確認しました。

<学校受付印>

- ・平成30年7月1日現在、本校の 全日制 定時制 通信制 課程に在学します。
- ・就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する者です。
- ・納付金等について  
未済なし ・ 未済あり (                      円)

学校の名称

学校長の氏名

職印



**記入上の注意**

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。  
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、7月1日現在、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 7月1日現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

エ 「種類」「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。  
なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

都道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑤又は(3)のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)④又は⑤もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

## 添付書類

### <都道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（非課税証明書等）
- イ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し）
- ウ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養（※）を確認できる書類（健康保険証等の写し）  
※ 扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。
- エ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

### <生活保護（生業扶助）受給世帯>

- ア 7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

## 留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。



# 記入例

太字の部分を入力してください

第1号様式

※記入しないでください。 円 平成30年 7月10日

神奈川県立横浜翠嵐高等学校長

高校生等奨学給付金受給申請書

<都道府県民税所得割・市町村民税所得割非課税世帯>  
 <生活保護(生業扶助)受給世帯>

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

この申請書を書いた日(7月1日)以降に記入してください

いずれか該当する方にチェック

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係を□にチェック

申請者以外の保護者等がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係を□にチェック

申請者(保護者等)	住所	〒 221-0057 横浜市神奈川区青木町00-00-00		日中連絡が取れる電話番号	090-xxxx-xxxx
	ふりがな	かながわ	いくお	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他( )
申請者以外の保護者等	ふりがな	かながわ	たかこ	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他( )
	氏名	神奈川 育夫			
	氏名	神奈川 高子			

生徒の氏名と生年月日を記入

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かながわ きょうすけ	生年月日	昭和 14年 5月 5日 平成
氏名	神奈川 京介		
在7学月す1日現在	国立 <input checked="" type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/>	〇〇〇立〇〇〇高等	学校 1年
学名	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他)	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
学校所在地	神奈川県 横浜市 中区日本大通	〇〇-〇〇-〇〇	
在学期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成 年 月 日		
7月1日現在在学する学校以外	学校名	平成 年 月 日	学校の種類・課程
	立	平成 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
在学期間	学校名	平成 年 月 日	学校の種類・課程
	立	平成 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

今年の7月1日に在学している(いた)学校について記入

今年の6月30日以前に上記以外の高専学校等に在学していた場合は記入

【扶養親族の状況について】※非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
姉	神奈川 英子	H12.12.12	国・公・私立 高校 3年	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【当該世帯に7月1日現在、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						
兄	神奈川 学	H8.8.8	無職			
兄	神奈川 教夫	H9.9.9	〇〇〇〇大学3年			

<非課税世帯の場合> 扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入してください

<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合> 記入不要です

★A・Bのいずれかの□欄に✓を記入してください。  
 A□ 授業料の振替登録口座への振込(下欄の記入は不要です。)  
 B□ 次の口座への振込(下欄の記入と通帳のコピーの提出をお願いします。)

【振込先口座】

金融機関名	●●	銀行 信用金庫 信用組合・農協	▲▲	本店(支店) 本所・支所・出張所	支店コード	001	預金種目	普通 当座
金融機関コード	1 2 3 4							
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください カナガワ イクオ					

授業料の振替登録口座へ振込の場合はA 登録口座以外への振込の場合はBにチェック Bの場合は、申請者名義の振込先口座を記入

**【保護者等の収入の状況について】**

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①  生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)

生活保護(生業扶助)受給世帯の場合は  
チェック

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑤までのいずれかにチェックをしてください。)

①  **親権者(両親)2名分** 〔単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。〕

②  **親権者1名分** (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)

- ・離婚、死別等により親権者が1名の場合
- ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など

③  **未成年後見人( )名分** 〔親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分)〕

④  **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分**

- ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
- ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など

⑤  **生徒本人**

- ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

非課税世帯の場合は、(2)①から⑤まで、又は(3)のいずれかにチェック

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

①  所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

**【誓約・委任欄】※ 申請者の氏名を記入してください。**

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名

**神奈川 育夫**

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- ・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください

署名が漏れていると、支給できません

(非課税世帯の方のみ)

- ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- ・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。

**<学校使用欄>**

次のことについて確認しました。

<学校受給用印>  全口製  全口製  全口製

学校で使用しますので、記入しないでください。

学校の名称